

認証等に関する手数料の改定 (改定日：令和7年4月1日)

認証手数料

申請者の種別	認証手数料	
	改定後	改定前
有機農産物の生産 行程管理者 (転換期間中有機 農産物を含む)	96,500 円 以下同	66,500 円 ただし、ほ場面積が 1.5ha を超える場合、0.5 ha 毎に 3,000 円 (法人又は団体の場合は 5,000 円) を加算する。 また団体にあつては、ほ場面積が 1.5ha を超える場合、1 生産者 当たり 10,000 円を加算する。
有機加工食品の 生産行程管理者	132,000 円 以下同	102,000 円 ただし、製造に係る施設面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合、1,000 m <sup>2</sup> 毎に 5,000 円 (法人又は団体の場合は 10,000 円) を加算する。 また団体にあつては、1 業者当たり 10,000 円を加算する。
小分け業者	96,500 円 以下同	66,500 円 ただし、法人又は団体にあつては、表示区分が複数となる場合、 20,000 円を加算する。

注 1) 審査に伴う旅費等の費用は別記のとおりとする

注 2) 加算手数料

- ①有機農産物 ほ場面積「0.5 ha 毎」の加算とは、1.5ha 又は 2.0ha を超える面積を S とすれば、S が 0.5ha の倍数に達する間毎に 3,000 円  
又は 5,000 円の倍数で加算します。
- ②有機加工食品 施設面積「1,000 m<sup>2</sup> 毎」の加算とは、1,000 m<sup>2</sup> を超える面積を P とすれば、P が 1,000 m<sup>2</sup> の倍数に達する間毎に 5,000 円又は  
10,000 円の倍数で加算します。

確認調査（年次調査）手数料

調査対象者の種別	調査手数料	
	改定後	改定前
有機農産物の生産 行程管理者 （転換期間中有機 農産物を含む）	93,500 円 以下同	63,500 円 ただし、ほ場面積が 2.0ha を超える場合、0.5 ha 毎に 3,000 円 （法人又は団体の場合は 5,000 円）を加算する。 また団体にあっては、ほ場面積が 2.0ha を超える場合、1 生産者 当たり 10,000 円を加算する。
有機加工食品の 生産行程管理者	117,000 円 以下同	87,000 円 ただし、製造に係る施設面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合、1,000 m <sup>2</sup> 毎に 5,000 円（法人又は団体の場合は 10,000 円）を加算する。 また団体にあっては、1 業者当たり 10,000 円を加算する。
小分け業者	93,500 円 以下同	63,500 円 ただし、法人又は団体にあっては、表示区分が複数となる場合、 20,000 円を加算する。

注 1) 審査に伴う旅費等の費用は別記のとおりとする

注 2) 加算手数料

- ①有機農産物 ほ場面積「0.5 ha 毎」の加算とは、1.5ha 又は 2.0ha を超える面積を S とすれば、S が 0.5ha の倍数に達する間毎に 3,000 円  
又は 5,000 円の倍数で加算します。
- ②有機加工食品 施設面積「1,000 m<sup>2</sup> 毎」の加算とは、1,000 m<sup>2</sup>を超える面積を P とすれば、P が 1,000 m<sup>2</sup>の倍数に達する間毎に 5,000 円又は  
10,000 円の倍数で加算します。

### 臨時調査手数料

調査対象者の種別	臨時調査手数料	
	改定後	改定前
有機農産物の生産 行程管理者 (転換期間中有機 農産物を含む)	93,500 円 以下同	63,500 円 ただし、ほ場面積が 2.0ha を超える場合、0.5 ha 毎に 3,000 円 (法人又は団体の場合は 5,000 円) を加算する。 また団体にあっては、ほ場面積が 2.0ha を超える場合、1 生産者当たり 10,000 円を加算する。
有機加工食品の 生産行程管理者	117,000 円 以下同	87,000 円 ただし、製造に係る施設面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合、1,000 m <sup>2</sup> 毎に 5,000 円 (法人又は団体の場合は 10,000 円) を加算する。 また団体にあっては、1 業者当たり 10,000 円を加算する。
小分け業者	93,500 円 以下同	63,500 円 ただし、法人又は団体にあっては、表示区分が複数となる場合、20,000 円を加算する。

注 1) 審査に伴う旅費等の費用は別記のとおりとする

注 2) 上記料金は認証次項が変更となった場合で、実地調査による評価が必要な場合に適用される。

(例：ほ場の追加申請、施設の変更、追加確認、製造ラインの変更等)

認証事項が変更になっても、実地調査による評価が不要な場合には、書類審査に係る審査員、判定員、事務局の事務手数料として実費を請求する。

(例：責任者交代による経歴要件の確認、加工食品の細目アイテムの追加等)

#### 別記（審査に伴う旅費等）

審査に伴う審査員の旅費等の費用については以下のとおりとし、認証申請者、認証事業者が負担する。

- (1) 審査に伴う審査員の旅費交通費は、審査員の自宅から当該調査地までの往復の経費とする。
- (2) 旅費交通費は、公共交通機関利用の場合は実費、自家用車利用の場合は1キロメートル当たり35円で計算し、高速道路、有料道路を利用した場合は実費とする。
- (3) 理事長が必要と認めて、複数の審査員で実地調査を行う場合は、その分の費用とする。
- (4) 審査が2日以上要した場合は、その分の費用とする。
- (5) 宿泊料は審査のために要した宿泊数に応じて実費とする。
- (6) 納付方法は、本財団の請求に基づいて、当該認定申請者、当該認定事業者が窓口での現金納付、現金書留郵便、農協振込、銀行振込又は郵便振替による。

#### 注) 加算手数料

- ①有機農産物 ほ場面積「0.5 ha 毎」の加算とは、1.5ha 又は 2.0ha を超える面積を S とすれば、S が 0.5ha の倍数に達する間毎に 3,000 円又は 5,000 円の倍数で加算します。
- ②有機加工食品 施設面積「1,000 m<sup>2</sup> 毎」の加算とは、1,000 m<sup>2</sup> を超える面積を P とすれば、P が 1,000 m<sup>2</sup> の倍数に達する間毎に 5,000 円又は 10,000 円の倍数で加算します。

#### その他の調査手数料

その他の調査、交付手数料等については、お問い合わせください。